

## BCJ中期計画（2018～2020年度）

### 1 財団の現況

当財団は、1965年に建設大臣認可による財団法人（旧公益法人）として設立され、調査研究や新技術の評価、出版・講習などの業務を開始しました。その後、時代の要請に応えつつ、品質マネジメントシステム認証登録業務や建築確認検査業務、性能評価業務、構造計算適合性判定業務、省エネ適合性判定業務等を開始し、業務の拡充・展開を図ってきました。さらに、2011年には公益法人制度改革に基づき一般財団法人に移行し、より自律的な運営を行うことになりました。

業務と組織がこのように変化する中で、当財団は、社会からいただいた信頼を維持・強化しつつ、他の類似の機関との厳しい競争の中で、社会やお客様のニーズに真摯に応えられるよう、業務運営や組織体制の改善に努めてきました。そして、当財団は、前中期計画（2015～2017年度）の期間中の2015年8月に創立50周年を迎え、新たな半世紀へと歩みを進めました。

前中期計画では、「公益への貢献を使命とする自律的非営利企業」として社会的役割を十分に果たしていくため、新しい半世紀における発展の基礎固めを行うべく、「①お客様との信頼関係のさらなる深化」、「②ストック時代に対応した多様な技術評価の展開」、「③的確な業務実施のための体制の充実」の3本の柱に取り組み、一定の成果を上げてきました。

### 2 今後の業務環境

現下の景気は底堅い内外需を背景に緩やかな回復傾向にあります。建築業界では、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の建設に加え、民間部門での不動産投資、観光関連投資が活発化し、当面は好調な業績が続くことが予想されます。

しかし、2020年以降の中長期的な建築需要をみると、人口・世帯数の減少に伴い、住宅などの新築需要は減少が予想されます。一方、社会経済的なニーズの多様化・高度化、環境制約の一層の高まりのなか、建築ストックが増加しており、それらの有効活用による良質な建築ストックの形成が求められています。このため、用途変更や増改築等を促進するための建築規制の合理化が検討されているなど、今後、既存建築物対策の一層の充実強化が進められていくと考えられます。

また、建築業界においても、長時間労働の是正など働き方改革が推進されており、そのような動向を踏まえた対応も求められるようになると考えられます。

当財団と同様の業務を実施している他機関の状況については、競争がますます厳しくなっており、前中期計画期間において、事業の選択と集中によって一部の事業から撤退する機関や、実力のある機関による他機関のグループ化や吸収合併などが見られました。今後も、同様の再編が進む一方、申請先として選択してもらえるよう各機関がサービスの改善にさらに注力していくことが予想されます。

以上のような今後の市場の見通しやお客様の動向を踏まえ、他機関との競争状況の中で、お客様の様々なニーズに対して、これまで以上に的確にお応えしていくことが求められます。

### 3 中期計画の基本方針・戦略

本中期計画期間は、東京オリンピック後の建築市場の縮小を見据え、それに向けて取り組む最後の3年間となります。それとともに、当財団が、新たな半世紀を歩み始めたことに鑑み、「公益への貢献を使命とする自律的非営利企業」として社会的役割を強化するため、当財団が本来担うべき、建築・住宅分野の産学官（企業、学識経験者、行政）の交流促進、同分野の産業の国際展開支援といった機能を再認識し、この機能をさらに向上させるよう、調査、研究を始めとする各種の取り組みに着手する時期と考えます。

そこで、本中期計画では、前中期計画の基本的な考え方を継続しつつ社会的役割を強化するため、その基本方針を「新たな展開のための基盤づくり」と設定し、「①お客様との信頼関係の一層の深化」、「②

ストック時代に対応した総合的サービスの展開と環境関連サービスの拡充等」、「③質の高い業務実施と社会的役割強化のための体制の整備」の3つを柱として、以下の戦略を定めます。

### （1）お客様との信頼関係の一層の深化

前中期計画では、職員一人ひとりによる日々の対応に加え、個々のお客様の多様なニーズに個別に対応するきめ細かなサービスを一つ一つ積み重ね、お客様との信頼関係を深めてきました。

本中期計画では、これらを引き続き行いつつ、高度・複雑な技術、特殊な審査・評価への確実な対応と併せて、それ以外の審査・評価への一層迅速な対応や、お客様の課題解決への積極的な協力など、お客様に対するサービスの向上と新たなニーズ・ご要望への対応になお一層積極的に取り組んでいきます。

また引続き、CS アンケートなどから得られたお客様からの評価を常に業務にフィードバックし、必要な業務改善を行っていきます。

このほか、当財団の特長や各業務のサービスの内容などをわかりやすく説明する機会を積極的に設けるなど、当財団をご利用いただいていない方々に対する広報や情報提供などを引き続き行っていきます。

### （2）ストック時代に対応した総合的サービスの展開と環境関連サービスの拡充等

前中期計画では、超高層建築物の耐震改修に係る性能評価等の既存建築物の耐震性に関する技術評価をはじめ、法定以外の審査・検査や遵法性調査など、既存ストックに係る多様なニーズに対応した技術評価等を充実させてきました。また、省エネ基準適合義務化に関する法整備に対応するため、体制を整備し、省エネ適合性判定を開始しました。

本中期計画では、これらの取り組みを一步進め、既存建築物の審査・検査・調査や、関連技術の評価等のほか、ストック時代を支えるマネジメント手法の認証など、既存建築物に関するサービスをハード面からソフト面まで幅広く総合的に提供し、新たな事業の柱となるよう注力していきます。このうち、ハード面については様々な専門知識・経験を有する審査部門スタッフによるワンストップ体制を整備し、お客様のニーズに応じたサービスを迅速・的確に提供していきます。それとともに、省エネを始めとする環境関連の審査・評価サービスについても拡充していきます。

さらに、社会経済の動向やお客様との日常のコミュニケーションを踏まえ、これらの審査・評価等へのニーズを迅速・的確に業務に反映させ、サービスのさらなる充実につなげていきます。

### （3）質の高い業務実施と社会的役割強化のための体制の整備

当財団は、技術審査・評価事業において、様々な業務を実施する仕組みを構築しているところです。それを一步進め、質の高いサービスを継続的に提供し、お客様の信頼を維持、向上できるよう、国際的な品質マネジメントシステムに準じて業務プロセスの改善・変革を順次進めていきます。

当財団は建築技術に関する専門的サービスを業務としており、様々な役割に応じた優秀な人材を確保することが不可欠です。高度な知識・経験を必要とする審査部門スタッフについては、建築業界全体で技術者が不足するなか、今後も必要な人材を的確に確保するとともに、人材の世代交代などを踏まえ技術継承を的確に行い、他の機関にはない高い専門的能力の維持・向上を図ります。業務・管理部門スタッフについては、業務の質の維持・向上に引き続き取り組みます。

また、業務を継続的に見直し、業務方法の改善・変革などを行うとともに、IT 技術を導入することなどにより、業務の効率化を推進します。また、引き続き、サービスの向上に資する IT 技術を積極的に導入するとともに、確認検査業務等の電子申請などへの対応にも取り組みます。

さらに、当財団が「公益への貢献を使命とする自律的非営利企業」として社会的役割を強化するため、必要な体制を整備し、各種取り組みを展開していきます。

## 4 業務別計画

### (1) 確認検査等

当財団は、確認検査や住宅性能評価等について、信頼性の高い的確な審査は勿論、事前相談の充実、審査期間の短縮化や性能評価・省エネ適合性判定とのワンストップサービスの提供など、お客様のニーズに応え充実したサービスを提供しています。今後は、引続き中小規模案件の取扱い件数を増やすことを目指すとともに、ストック時代に対応した既存建築物の増築や用途変更手続きに迅速かつ的確に対応していきます。また、お客様のニーズにより法制度に基づかない任意の現場検査や新たな評価業務など、技術的に可能なものは積極的に実施することで、さらなるサービスの向上に努めます。

お客様の期待に一層応えられるよう継続的に業務改善を行うとともに、法制度改正等の情報や当財団の業務の特長を積極的にお知らせしていきます。

### (2) 構造計算適合性判定

当財団の構造計算適合性判定では、基準適合についての的確な審査を提供しています。特に、他機関では判定実績が少ない複雑あるいは特殊な構造について、当財団の高い審査力でお客様のご要望に応じていきます。

今後も、執行体制の充実をはかり、お客様のニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう努めるとともに、建築主事等と連携し、密接に情報交換を行うことで円滑な制度運営を図ります。また、判定対象建築物に制限のある県に対しては委任範囲拡充の働きかけを行います。

### (3) 省エネ性能判定等

当財団は、省エネ適合性判定や BELS 等の省エネ評価について、迅速かつ的確な審査、事前相談の充実、確認検査とのワンストップサービス等、お客様のニーズに応え信頼できるサービスを提供しています。今後は、引き続き積極的に業務改善を行っていくとともに、関連法制度や業務に関する情報等を積極的に提供していきます。また、今後見込まれる省エネ適合性判定対象の拡大に適切に対応していきます。

さらに、既存建築物に関するサービスとして BELS 等取得の働きかけや営業活動を積極的に行って、業務量拡大を目指すとともに、新たな環境関連事業の実施について、社会的なニーズ等を注視しながら必要な検討を積極的に進めます。

### (4) 技術評価（法定）

当財団の性能評価等については、高度な技術を適用した案件や大規模・複雑な案件について多くの実績があります。今後、国において長周期地震動対策や防耐火関係等の建築基準の見直しがさらに進められていくと考えられますが、当財団は、これまでの経験を活かし、種々の技術が円滑に建築物に適用されるよう評価基準の制定・見直しを積極的に行うとともに情報提供等を進めます。特に、旧法第 38 条認定を受けた既存建築物については、その増改築等を円滑に行うことができるよう、適切に性能評価を実施します。

さらに、お客様の要望を踏まえた審査スケジュールの適切な設定、事前相談の一層の充実、審査委員会運営の効率化等を推進し、引き続きお客様のニーズにきめ細かく対応します。

### (5) 技術評価（任意）

当財団は、法定の性能評価等以外に任意の技術評価として、評定、建設技術審査証明、耐震診断評定等を実施しています。

このうち評定については、個別の建築プロジェクトを対象とするものと工法、材料等を対象とするものなど複数のタイプがありますが、防災拠点等となる建築物に係る大地震時の機能継続など、お客様が

望む評価内容に応じて評価対象の幅をさらに拡げて実施するとともに、お客様の受審負担の軽減を図りつつ各タイプにふさわしい的確な審査を実施します。

また、お客様が評定結果を目的に応じて活用しやすくするため、希望するお客様に対し、評定結果をまとめた技術報告書を発行するなど、広報への支援を行います。

さらに、既存ストックに係る技術評価の多様なニーズに的確にお応えするため、既存超高層建築物等の長周期地震動に対する安全性の診断や、既存建築物の天井等の非構造部材の改修計画の技術評価などを引き続き行うほか、遵法性調査等、既存建築物に関する各種調査等を推進します。

このほか、建築基準法の改正により創設された特殊構造方法等認定（新法第 38 条認定）の取得を希望するお客様が円滑に認定取得できるよう、相談体制を整備するとともに、当財団が認定申請技術の保有性能等に関して技術評価を実施し、この結果を認定申請の際の技術資料として活用していただく仕組みについて検討・実施します。

#### （6）システム認証登録

当財団のマネジメントシステム認証登録では、既認証のお客様を重視し、「ISO だより」の発行や「ISO 情報交換会」などの開催を通じて、密接なコミュニケーションを意識した業務運営を行っていきます。

また、ストック時代に対応したアセットマネジメントシステム認証登録事業の事業化に向け体制整備を行っていきます。

その他、技術審査・評価事業において品質マネジメントシステムに準ずる業務プロセスの改善・変革を順次進めていくにあたり、その支援を行っていきます。

#### （7）情報提供

当財団の情報提供業務では、建築技術者の育成・能力向上に資することを目的に、出版、講習会などに取り組んでいます。

これまで培ってきた信頼、技術情報、人的ネットワークを活用し、オリジナルの建築技術解説書を出版するとともに、新たなカリキュラムの専門技術セミナー等を展開します。このほか、BCP（事業継続計画）対策、中大規模木造、既存建築物のリノベーションなど新たなニーズに対応した建築技術に関連する情報提供サービスを行っていきます。

#### （8）調査研究

建築技術研究所の体制を整備し、建築分野の産学官（企業、学識経験者、行政）の交流促進、建築界の発展などに寄与する調査、研究を展開します。

#### （9）国際交流

引き続き公益目的支出計画に基づき、国内外の建築関連情報の収集・発信及び開発途上国等に対する国際貢献活動等の事業を積極的に推進するとともに、建築・住宅分野の産業の国際展開支援に取り組みます。

### 5 その他

上記のほか、組織運営に関する課題として以下の施策を推進します。

- ① 技術審査・評価等を実施している機関による協会等（日本建築行政会議、一般社団法人建築性能基準推進協会、一般社団法人住宅性能評価・表示協会等）における会員として、行政機関への制度改善の提案等の活動に積極的に参加します。
- ② 効率的な経営に取り組むことにより生じる収支差（会計上の利益）については、非営利法人として、株主への配当に代え「社会への配当」を目指します。